



消費生活サポーターだより

No. 6

発行 平成30年1月

長野県消費者被害防止啓発キャラクター

もシカっち

長野県消費生活サポーターの皆様こんにちは。

本年も引き続き、消費生活サポーター事業への御理解・御協力をお願いします。

今月も、皆様の啓発活動に少しでも参考となるよう情報をお知らせします。

啓発活動等の参考にぜひ活用していただきますようお願いします。

~~~~~ 今月号のもくじ ~~~~~

## 1 送付資料(啓発資料)から

◎独立行政法人国民生活センター発行資料 (詳細は別紙参照)

「見守り新鮮情報 第298号」

◎消費者庁発行資料

「あなたの契約、大丈夫? ~知って安心、契約トラブル防止・解決のために~

◎長野県発行資料

「メールマガジン1月号」

「若者向け消費者被害防止リーフレット」、「多重債務防止リーフレット」

## 2 情報掲示板(お知らせ)

◎12月に県内5会場で消費生活サポーター研修会を開催しました。

◎29年度の特種詐欺被害認知件数が長野県警から発表になりました。

◎第4回くらしのセミナーにご参加ください。

## 3 活動紹介(こんな活動が行われています!)

今月は消費生活サポーター研修会の当日の様子の紹介をさせていただきます。

## 4 知っておきたい参考情報

「消費者ホットライン188」についてのご紹介

## 1 送付資料(啓発資料)から 詳細は別紙の啓発資料を参照ください。

◎独立行政法人国民生活センター発行資料

「見守り新鮮情報 第298号」

「見守り」と「気づき」で障がい者の消費者トラブルを防ごう

## 「消費者庁作成 特定商取引法改正関係リーフレット」

あなたの契約、大丈夫?～知って安心、契約トラブル防止・解決のために～

契約トラブルを生じやすい特定の7つの取引類型を対象にトラブル防止のためのルールを定めている特定商取引法についての説明資料です。

### ◎長野県発行資料（2種類 添付資料をご確認ください。）

卒業の時期を迎える高校生、専門学校、短大、大学の学生へ向け、各学校に配布しています。追加で配付希望の場合などは、お気軽にご連絡ください。

## 2 情報掲示板（お知らせ）

### ◎県内5会場で消費生活サポーター研修会を開催しました。

12月11日～25日まで県内5会場で研修会を開催しました。

5会場あわせ、83名の消費生活サポーターの皆さんに参加をいただきました。

17市町村の19名の市町村消費者行政担当課の職員の方にもご参加をいただきました。

年末のお忙しい時期にもかかわらず、ご参加いただいた皆さんありがとうございました。

各会場では、市から現状報告、サポーターの皆さんから活動状況の紹介、市町村別の情報交換、意見交換を行い、最後にすごろく形式の「悪質商法対策ゲームⅡ（（公財）消費者教育支援センター発行）」で悪質商法などのトラブルの事例などを体験し、対応策を考えるなどといった体験型のゲームを楽しんでいただきました。

市町村の消費者行政担当課の職員の方を含めての情報交換、意見交換ができ、顔合わせや今後の啓発活動の実施にあたっての具体的な情報交換などにもつながる機会になったのではないのでしょうか。サポーターの皆さん同士でも活動状況の紹介などを受け、活動内容をより詳しくお互いに情報交換し合う場面なども見られました。県消費生活情報のトピックスでも研修会の様子を紹介予定です。

### ◎29年中の特殊詐欺被害認知件数が長野県警から発表になりました。

29年中の認知件数 219件（前年比4件の増）、

被害額 2億6,949万1,316円（前年比約2億2,000万円の減）

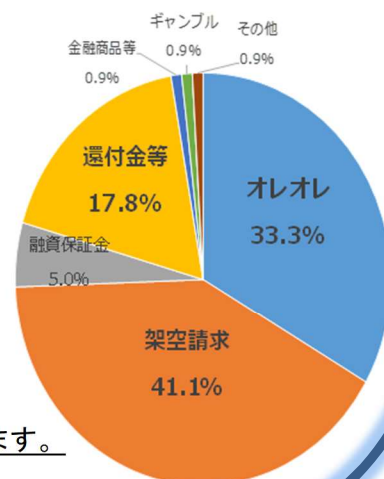
1件当たりの被害額約123万円

認知件数全体のうち、架空請求が90件（前年比+25件）、

オレオレ詐欺が73件（前年比-11件）

還付金等詐欺が39件（前年比-7件）

この3つの手口の合計が202件と認知件数全体の92.2%を占めています。





平成 29 年の特徴は、架空請求詐欺の増加！

(特殊詐欺被害全体の 4 割が架空請求詐欺です)

犯行にメールが使われることが多いこと、被害金の詐取に電子マネーが使われることなどから、犯人グループの労力が少なくて済み、また幅広い世代がターゲットになっています。

- ・簡易メールを使い、実在する大手の会社をかたり有料動画サイトの未納料金名目等で支払いを請求する。
- ・パソコンやスマホの画面に突然「登録完了」「登録料金は〇〇万円」などの画面が出る。
- ・「民事訴訟通告書」、「総合消費料金未納分最終通知書」などの葉書が届く。

→このような請求は無視して、絶対に電話をしない。

- ・メールに書かれた電話番号に連絡すると、個人情報を聞かれたうえ、電子マネーのギフト券などで支払いを要求されてしまいます。

→お金を支払う前に、まず相談をしましょう！

連絡をする前、お金を渡す前にまず誰かに相談しましょう。

### 特殊詐欺被害に遭わないための訓練型出前講座を実施中です。

- ・全世代対象（手口の疑似体験）
- ・働き盛り世代対象（子・孫から親・祖父母等への電話訓練）があります。

ぜひ、地域、趣味の活動のお仲間など 20 人程度のお集りの機会がありましたら訓練型出前講座を計画してみませんか。

出前講座当日、消費生活サポーターの皆さんと一緒に参加いただき、電話訓練と一緒に手伝っていただいている事例もあります。お近くで実施する場合には、お声かけをさせていただく場合もありますので、よろしくお願ひします。詳しいお問い合わせは、  
県くらし安全・消費生活課防犯担当 電話 026-235-7174 へお願ひします。



長野県消費者被害防止啓発キャラクター  
**もシカっち**

### ◎第 4 回くらしのセミナーにご参加ください。

2 月 13 日～23 日の間において県内 4 会場で開催します。

「楽しい旅へのアドバイス～安心・安全な旅行選びと契約～」といったテーマで開催します。旅行契約において知っておきたいこと（店舗での申し込み・インターネットでの申込み）、実際にあったトラブル事例とトラブルを避けるための注意点を中心にお話をさせていただく予定です。大勢の皆様のご参加をお待ちしています。

### 3 活動紹介(こんな活動が行われています!) サポーター研修会特集をご覧ください。

5 会場で 8 つの事例を発表いただきました。発表いただいた皆様ありがとうございました。活動の様子を詳しく知りたいといった場合には、事務局まで御連絡をお願いします。

## 4 知っておきたい参考情報

今月は、「188（いやや）」消費者ホットラインについて、紹介します。

1月10日は「110番」の日として、正しい110番の利用について、呼びかけが行われていましたが、あわせて「188（消費者ホットライン）」を話題にして、皆さんへの周知を進めていきたいですね。平成27年7月1日から3桁の電話番号188番としてスタートしました。

「困ったときは一人で悩まずに 188 いやや泣き寝入り」と覚えてほしいとお知らせしています。

全国には、消費生活センターが799か所（平成28年4月1日時点）にあり、その他にも、ほとんどの市区町村に消費生活相談窓口が設置されています。消費者ホットラインは、全国共通の電話番号で、地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口が案内される番号です。

（長野県内も消費生活センターは、19市3町4村（2町4村は広域化での設置）に設置されています。今年1月から長野市消費生活センターにおいて高山村、信濃町、飯綱町、小川村の住民の方からの相談にも対応する広域化がスタートし、合計で19市5町6村になりました。）

「188消費者ホットライン」は、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先を御存知でない消費者の方に、お近くの消費生活相談窓口を御案内することにより、消費生活相談の最初の一步につながるようお手伝いするものです。

土日祝日についても、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談を受け付けるなど、年末年始（12月29日～1月3日）を除いて原則毎日御利用いただけます。もちろん、必ず188でなく、既に相談窓口（消費生活センター）の電話番号をわかっている場合で、その窓口への相談をご希望の場合には、直接にご相談ください。

通話料金は、御利用の電話会社のサービスによって異なります。窓口へつながる前に「〇〇秒ごとに、およそ〇〇円」というアナウンスが流れます。

※通話料は、窓口につながった時点から発生します。※携帯電話会社の通話料金定額サービス等でも別途ナビダイヤル通話料が発生します。相談窓口に直接に架けた方が安くなるといった場合もあります。相談までの流れは、188に架けると、アナウンスが流れ、次のように案内されます。

「こちらは消費者ホットラインです。最寄りの相談窓口を御案内いたしますので、お住いの郵便番号がわかる方は1を、そうでない方は2を押してください。」1、2により「現在開所している最寄りの相談窓口へおつなぎいたします。」となり、通話料の説明があります。

御相談いただいた情報は、全国の消費生活センター等をネットワークで結んだデータベース（PIO-NET）に集約され、個人を特定されないようにした上で、注意喚起等の情報提供による消費者被害の未然防止・拡大防止に役立てられています。

**「消費者ホットライン188」の周知にあたり、サポーターの皆様の御協力をよろしくお願ひします。**

長野県くらし安全・消費生活課相談啓発係 担当：小泉

電話：026-223-6770 FAX：026-223-6771

電子メール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp



しあわせ信州